交通広報

令和３年No.６
長崎警察署

後部座席もシートベルトを！

平成20年6月1日の道路交通法の一部改正により、全ての道路において

「後部座席のシートベルト着用が義務化」

されていますが、令和2年の全国調査の結果、長崎県内の一般道路におけるシートベルト着用率は、

運転席	99.8％（全国2位）	(^_^)v
助手席	98.5％（全国3位）	(^_^)v
後部座席	28.1％（全国41位）	(>_<)

となっており、運転席及び助手席の高い着用率に対し、後部座席の着用率の低さが目立っています。

後部座席乗車中に交通事故に遭うと・・・

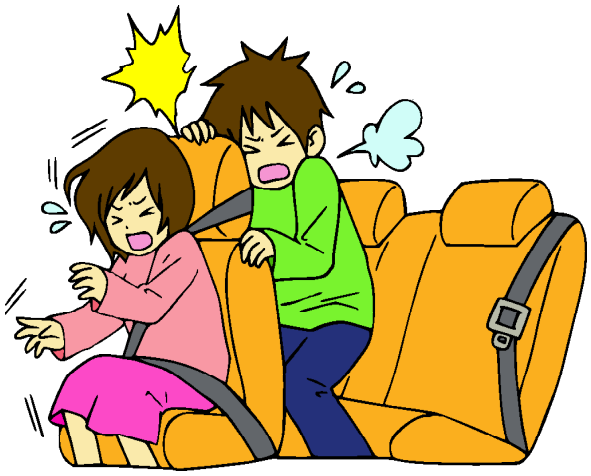

シートベルト非着用の場合、無防備であることや、事故の瞬間に身構える余裕がないことから、

負傷する可能性

が高くなります。

死亡事故につながるケースもありますので、必ずシートベルトを着用しましょう。

６歳未満の幼児には、それぞれ体格に合ったチャイルドシートを正しく使用しましょう。